## 受託業務等に係る人件費単価規定

本田屋本店有限会社 2024年4月1日制定適用

## 1.目的

この規定は、本田屋本店有限会社が国および地方公共団体、その他公共機関及び民間企業等外部から受託する、又は請け負う業務(以下「受託事業」という)に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

## 2.受託人件費単価

受託業務等に係る受託人件費単価については、当該受託事業に従事する者の職責グレードに応じて、以下の通り基準日額及び基準時間単価をもって定める。

(単位:円、税抜き)

職責グレード	基準日額	基準時間単価
代表取締役	150,000	18,750
(主席研究員)		
取締役・プロデューサー	100,000	12,500
(主任研究員)		
マネージャー	72,000	9,000
(上席研究員)		
アシスタント	30,000	3,750
(アシスタント研究員)		

- ※基準日額の稼働時間は8時間を想定。(移動時間等を含む。)
- ※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難 易度を勘案して増減する場合がある。
- ※各職責グレード区分(研究員等級)の認定基準は、別途社内規定の通りとする。

以上